

# 浄化槽の廃止に伴う最終清掃の実施について

建物解体時や、公共下水道への切替え、既設浄化槽から合併浄化槽への転換等に伴い、使用していた浄化槽を廃止する場合は、**浄化槽汚泥等の引き抜き後に十分に洗浄を行うなどの最終清掃を実施してください。**

浄化槽内に付着したし尿や浄化槽汚泥は「一般廃棄物」に該当し、最終清掃を実施せず、そのまま投棄し、埋めてしまう行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に規定する「不法投棄」に該当し、違反した時は罰則に処せられます。

**最終清掃は、必ず市町村の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼してください。**

また、浄化槽を廃止したときは、廃止届出書が必要です。



## 【主な罰則】

区分	依頼・届出先	関係法令等	違反した場合
浄化槽清掃	各市町村許可業者	浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該事業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。 (浄化槽法第35条)	1年以下の懲役または150万円以下の罰金
浄化槽汚泥の収集・運搬	各市町村許可業者	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条)	5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
不法投棄	—	何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条)	5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
浄化槽廃止届	各市町村浄化槽担当課 又は 設置場所を所管する府保健所	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止した時は、環境省令で定めるところにより、その日から三十日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。 (浄化槽法第11条の2)	5万円以下の過料

## 【お問合せ先】各市町村の浄化槽担当課一覧

市町村名	部（局）課名	電話
大阪市	健康局健康推進部生活衛生課	06-6208-9981
堺市	環境事業部資源循環推進課	072-228-7479
岸和田市	市民環境部環境課	072-423-9439
豊中市	健康福祉部保健所衛生管理課生活衛生係	06-6152-7321
池田市	環境部業務センター	072-752-5580
吹田市	環境部事業課業務グループ	06-6381-8500
泉大津市	都市政策部環境課	0725-33-1131
高槻市	産業環境部清掃業務課	072-669-1164
貝塚市	都市整備部環境衛生課	072-433-7186
守口市	環境部クリーンセンター業務課	06-6991-6313
枚方市	環境部淀川衛生事業所（最終清掃に関すること）	072-831-1180
	健康部保健所保健衛生課（廃止届に関すること）	072-807-7624
茨木市	産業環境部環境事業課	072-634-0351
八尾市	環境保全課（廃止届に関すること）	072-994-3760
	環境施設課（最終清掃に関すること）	072-992-2139
泉佐野市	生活産業部環境衛生課	072-463-1212
富田林市	市民人権部衛生課ごみ対策係	0721-25-1000
寝屋川市	環境部クリーン施設課緑風園	072-823-7758
河内長野市	環境経済部環境政策課	0721-53-1111
松原市	市民生活部環境政策課	072-337-3127
大東市	市民生活部環境課	072-872-2181
和泉市	上下水道部下水道整備課	0725-99-8152
箕面市	市民部環境整備室	072-729-2371
柏原市	市民部環境対策課	072-972-1534
羽曳野市	生活環境部環境衛生課	072-958-1111
門真市	市民生活部環境政策課（浄化センター）	06-6909-4129
摂津市	環境部環境政策課	06-6383-1111
高石市	総務部生活環境課	072-275-6254
藤井寺市	市民生活部清掃課	072-939-1077
東大阪市	環境部環境企画課（浄化槽清掃）	06-4309-3198
	保健所環境薬務課（浄化槽廃止届出）	072-960-3804
泉南市	市民生活環境部環境整備課	072-483-9871
四條畷市	市民生活部生活環境課	072-877-2121
交野市	環境部環境衛生課	072-892-0121
大阪狭山市	市民生活部生活環境グループ	072-366-0011
阪南市	市民部生活環境課	072-471-5678
島本町	都市創造部環境課	075-962-2863
豊能町	建設環境部環境課	072-736-1190
能勢町	環境創造部地域整備課	072-731-3089
忠岡町	住民部生活環境課	0725-22-1122
熊取町	住民部環境課	072-452-6098
田尻町	住民部生活環境課	072-466-5005
岬町	しあわせ創造部住民生活課	072-492-2714
太子町	まちづくり推進部生活環境課	0721-98-5522
河南町	住民部住民生活課	0721-93-2500
千早赤阪村	住民課	0721-72-0081

【パンフレット作成者】



健康医療部環境衛生課 水道・生活排水グループ  
 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号  
 電話 06-6944-9181（ダイヤルイン）  
 ホームページアドレス <http://www.pref.osaka.jp/kankyoeisei/jyoukasou/index.html>

平成30年8月発行